



よくある誤解



Q マイナンバーカードのマイナンバーを知られたら、なりすましなどの被害がおきるのでは？

A マイナンバーを使う手続きでは、必ず本人確認書類などによる本人確認を行うことが義務付けられています。マイナンバーだけで手続きはできません。

Q ICチップに知られたくない個人情報がたくさん入っていそう

A ICチップにはたくさんの情報は入っていません。マイナンバーカードのICチップに入っているのは、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真といったマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金、病歴などのプライバシー性の高い情報は入っていません。



Q マイナンバーは国が国民を監視する仕組みでは？

A マイナンバーで監視はできません。マイナンバー法では、マイナンバーで情報を1ヶ所に集めて監視することを禁止しています。例えば、銀行にマイナンバーを提示しても、国に預金情報が知られるわけではありません。



マイナンバーカードの使い方例



① マイナンバーを証明する書類になります
カード1枚でマイナンバーと本人確認ができます。

② 本人確認書類として使えます
(未成年者や高齢者であっても)顔写真付きの本人確認書類として使用できます。

以下の使い方は、マイナンバーカードに「電子証明書」が搭載されている必要があります。
電子証明書についてはP21～23を参照してください。

③ 自分専用のサイト「マイナポータル」でより便利に！

マイナポータルは政府が運営するWEBサイトです。国民一人ひとりのポータルサイトとして2017年7月以降さまざまなサービスが利用可能となっています。自分専用のサイトで子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、自己情報の確認、健康保険証利用登録、公金受取口座の登録や行政からのお知らせを受け取ることができます。

④ 健康保険証として使えます



- 利用にはマイナポータルでの利用登録が必要です。
- 本人が同意すれば初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使用した薬剤情報が医師等と共有できます。
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が閲覧できます。
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で確定申告の医療費控除がより簡単になります。
- 就職、転職、引越しをしても健康保険証として使用できます。

※ただし、医療保険者が変わる場合は加入・脱退の届出が引き続き必要です。

⑤ コンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書が取得できます

詳しくはP32、証明書コンビニ交付サービスをご覧ください。

⑥ 民間のオンラインサービスで使えます

オンラインでの確定申告や銀行口座、証券口座を開設することができます。今後、民間でのマイナンバーカード利用サービスが増えていきます。

⑦ 各種行政手続きがオンラインでできるようになります

子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできます。令和5年(2023年)2月6日からは、マイナポータルからオンラインで、**転出届と転入予約を同時に行えるようになりました。**※

※転出届はマイナポータルからできますが、転入届は、引越す人(マイナンバーカード所有者)が転入地の市区町村の役所まで来庁しなければなりません。

